

第1章 研究の目的と方法

第1節 基礎研究の基本フレーム

1-1 研究の目的

(1) 職業能力開発促進法施行規則第9条の訓練課程に定められている普通職業訓練の普通課程の職業訓練基準（以下、「職業訓練基準」という。）は、職業能力開発促進法第3条の「職業能力開発は、労働者の職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする」こと、また、第19条の、「公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として、当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、普通職業訓練または高度職業訓練を行うものとする。」ことに基づいて定められている。職業訓練基準は、教科、訓練時間等の具体的な内容については必要なもののみを定め、地域ニーズ等を勘案した弾力的な職業能力が展開できるようにしている。

しかし、産業構造の変化や技術技能の著しい進展等により、労働者の就労環境が多様化している中で、産業界・地域・労働者のニーズ等に対応した効果的な職業訓練を的確に実施していくためには、訓練科や教科目の設定等について不断の見直しを図っていく必要がある。表1-1に、職業訓練の種類と概要を示す。

表1-1 職業訓練の種類と概要

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業者または高等学校卒業者等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等 1年総訓練時間 1,400時間以上 中学校卒業者等 2年総訓練時間 2,800時間以上 1年につき概ね 1,400時間
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能（高度の技能を除く）・知識を習得させるための短期間の課程	6月（訓練の対象となる技能等によっては1年）以下 総訓練時間 12時間以上（管理監督者コースにあつては、10時間以上）
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業者等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等 2年 総訓練時間 2,800時間以上 1年につき概ね 1,400時間
	応用課程	専門課程修了者に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等 2年 総訓練時間 2,800時間以上 1年につき概ね 1,400時間
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6月（訓練の対象となる技能等によっては1年）以下 総訓練時間 12時間以上
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1年以下 総訓練時間 60時間以上

- (2) 厚生労働省は、現行の職業訓練基準を概ね5年計画で分野別に順次見直しを行うこととしている。

本研究は、労働者に求められる技術・技能や能力開発ニーズの動向、訓練の実態等を調査し、公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設関係機関に職業訓練基準の適正な見直しや弾力的訓練の設定等に寄与しうる資料を提供するものである。

1-2 研究の内容

- (1) 公共及び認定訓練施設が実施している各訓練系や専攻科の職業訓練基準等について、産業・技術の動向、具体的な能力開発ニーズ等に的確に対応した内容改善または、提案を行う。
- (2) 「職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2(普通課程)」(以下、「別表第2」という。)の見直しを中心に検討する。
- (3) 訓練系・専攻科ごとに次の①②に沿って現行基準の見直しを行う。
- ①別表第2に示された、訓練系・専攻科の分類、名称、技能・知識の範囲、教科、訓練時間、設備の種別・名称。
 - ②上記に係る教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目
- (4) 当該分野の職業能力開発の発展に寄与する観点からの人材ニーズ、技術動向等を適宜付加する。

1-3 年度別計画

- (1) 対象分野は、毎年1~2分野とし、概ね5年で主要な分野を実施する。
- (2) 平成18年度から平成22年度の研究対象分野は次の通りである。

平成18年度(1年目)	電気・電子分野
平成19年度(2年目)	建築・土木、非金属加工分野
平成20年度(3年目)	情報・通信、サービス、食品分野
平成21年度(4年目)	農林、繊維・繊維製品、デザイン、化学、医療、サービス、食品分野
平成22年度(5年目)	機械・金属、運搬機械運転分野

1-4 成果の活用

- (1) 厚生労働省

当該分野の研究を終えた翌年度に、厚生労働省が設置する職業能力開発専門調査員会(以下、「専門調査員会」という。)における省令改正に関する検討の基礎資料として提供する。

厚生労働省は法律または省令改正等の重要事項については、厚生労働省設置法第9条

の規定により、「労働政策審議会」による審議が必要であると定められているが、職業訓練基準の見直し（省令改正）は、労働政策審議会で審議する際の事前調査のため厚生労働省職業能力開発局の下に「職業能力開発専門調査委員会」を設置することとしている。図1-1「職業訓練基準の改正プロセスと本研究の位置づけ」に、職業訓練基準の改正プロセスと本研究の位置づけを示す。

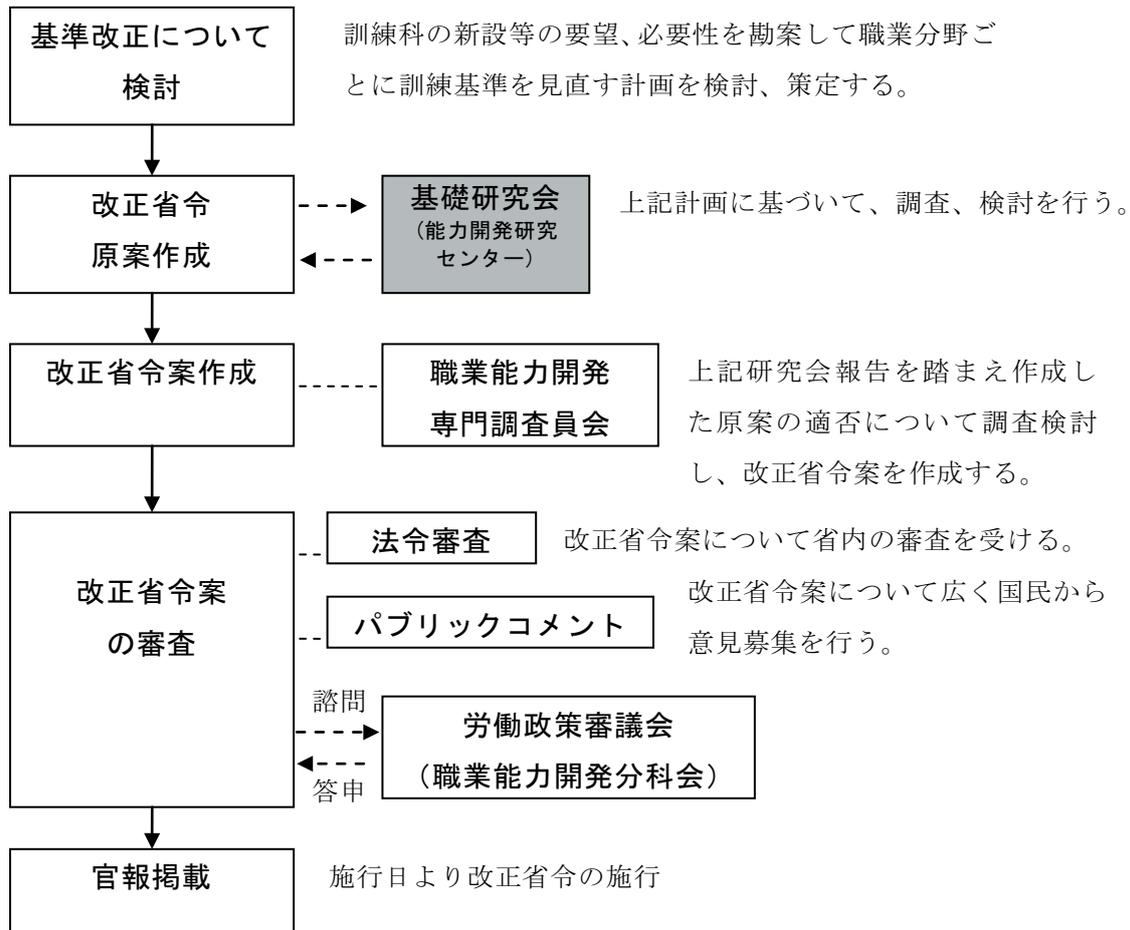


図1-1 職業訓練基準の改正プロセスと本研究の位置づけ

(2) 各職業能力開発施設等

産業・技術動向、職業能力開発ニーズの把握及び訓練内容の改善等に関する参考資料とする。

第2節 平成22年度の研究概要

5年目となる本年度の研究は、「金属・機械」、「運搬機械運転」分野を対象として行った。具体的には、職業能力開発関係者及び職業訓練指導員等の専門家による「研究会」を

設置し、検討を行った。

2-1 研究会の概要

- (1) 名称：「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会 ―平成22年度
金属・機械、運搬機械運転分野―」（以下、「研究会」という。）
- (2) 検討分野：金属・機械、運搬機械運転分野
- (3) 研究期間：1年間
- (4) 開催：5回

2-2 研究会の構成

- (1) 本格的な見直し検討を進めるために、委員構成は、公共、認定、関係機関等の関係者等の職業訓練専門家をバランスよく構成し、検討できる体制とした。

なお、本研究会の委員の専門以外の分野については、研究担当室がヒアリング調査等で補う方法で行った。

(2) 委員の構成

①公共訓練関係	東京都	3名
	神奈川県	1名
	栃木県	1名
	群馬県	1名
	独立行政法人雇用・能力開発機構	3名
②認定訓練関係	金属及び運搬機械運転訓練施設	2名
④研究担当室	能力開発研究センター	1名

2-3 研究の対象

- (1) 対象分野は、「金属・機械」、「運搬機械運転」の3分野16訓練系36訓練科を対象とし、研究会では設置数が多く、ヒアリング調査の結果から変更の要望が多い科の職業訓練基準を重点的に検討を行い、設置科数が少ない科については、研究担当室がアンケートやヒアリング調査結果を基に研究会に提案し検討を行った。

- (2) 「別表第2」を中心に次の①②の調査結果を踏まえ、③から⑥について見直し、また、必要に応じて、新系・新科の提案についての検討も行った。

- ①当該分野に係る産業・技術、人材ニーズ等の動向
- ②当該分野の職業訓練の動向と課題（公共職業能力開発施設・認定職業訓練施設）
- ③当該分野の訓練系・訓練科のあり方

- ④各訓練科の訓練基準の見直し（別表第2 + 「教科の細目」）
- ⑤各訓練科の設備基準の見直し（設備の細目）
- ⑥各訓練科の技能照査の基準の見直し（技能照査の基準の細目）

2-4 調査計画の検討

(1) 職業能力開発施設の運営や人材ニーズの実態等を把握するため、必要に応じて職業能力開発施設への見学・ヒアリング、アンケート調査等を実施することとした。

調査の実施に当たっては、研究会委員と研究担当室が分担して行うこととした。

(2) (1)の職業能力開発施設へのヒアリング及びアンケート調査の主な項目は次の①から⑥のとおりである。

- ①当該科の概要（募集科名、人材ニーズ、訓練目標、募集、就職等）
- ②当該科を取り巻く環境変化（技能・技術、関係法令、設備等）
- ③教科について（必須、不要、時間増減等）
- ④教科の細目について（必須、不要等）
- ⑤設備基準について（必須、変更、不要、数量変更等）
- ⑥技能照査について（実施方法、その他等）他

2-5 研究成果

本報告書は、研究会の討議や調査結果を踏まえて、(1)から(3)に沿ってまとめたものである。

(1) 職業訓練基準の見直し検討及び提案

- ①別表第2に示されている訓練系・専攻科、名称、教科目名、技能及び知識の範囲、訓練時間、設備の種別・名称の見直し
- ②必要に応じた、新訓練系・新訓練科の設置の提案（上記①の事項を含む）

(2) 職業訓練の細部基準の見直し検討及び提案

- ①「教科の細目」の、必要に応じた見直し
- ②「設備の細目」の必要に応じた見直し
- ③「技能照査の基準の細目」の必要に応じた見直し
- ④新訓練系・新訓練科の訓練基準の提案
- ⑤「教科編成指導要領」、「指導員免許の試験科目」等の見直しは、時間的制約から見送り
- ⑥モデル・カリキュラム集（別冊）

(3) その他、産業技術・人材ニーズ・教育訓練の実態等に係る参考資料

第3節 研究の経緯

3-1 研究会作業フローチャート

研究会の経緯を図1-2「研究会のフローチャート図」に示す。

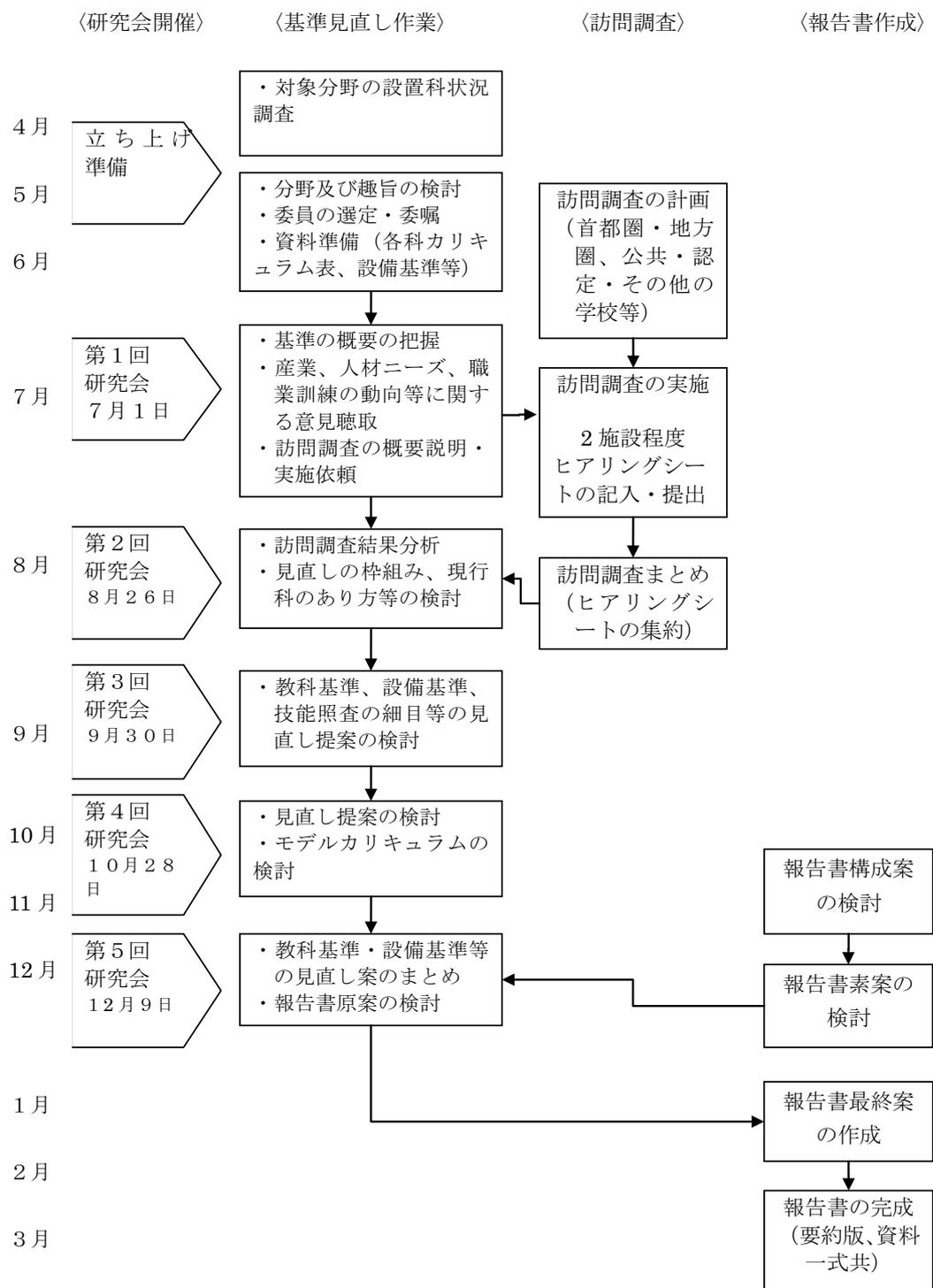


図1-2 研究会のフローチャート図

3-2 研究会の開催

研究会は、表1-2「研究会の開催経緯」のとおり、計5回開催した。

表1-2 研究会の開催経緯

第1回 研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題： <ul style="list-style-type: none"> (1) 基礎研究会の企画趣旨 (2) 職業訓練基準の見直し <ul style="list-style-type: none"> ① 職業訓練基準の概略説明 ② 本研究の留意点 ③ 見直し分野、訓練科の設置状況 (3) ヒアリングについて ・ 検討資料： <ul style="list-style-type: none"> ① 「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会 ―平成22年度 金属・機械、運搬機械運転分野―」企画趣旨（案） ② 施行規則別表第2、教科の細目及び設備の細目の見直しにあたっての留意点 ③ 本年度見直し対象の訓練系・科 ④ 平成22年度対象分野の訓練科の設置状況及びグループ別主な担当分野 ⑤ 各訓練科の「教科の細目」＋「別表第2」 ⑥ 各訓練科の設備の細目 ⑦ 職業能力開発促進法・抜粋及び職業訓練基準の概要 ⑧ ヒアリングについて及びヒアリングシート（案） ⑨ ヒアリング報告書（案） ⑩ グループ別ヒアリング候補地（案）
第2回 研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題： <ul style="list-style-type: none"> (1) ヒアリング報告 <ul style="list-style-type: none"> ① 報告に関するグループ討議 ② ヒアリング結果報告（グループ毎） ③ 補足、質疑応答、今後のヒアリング実施の取り扱い等 (2) 見直しの枠組み、現行科のあり方等について <ul style="list-style-type: none"> ① 見直しに係る確認事項 ② 見直しの方向性に係るグループ討議 ③ 討議結果報告 ④ 補足、質疑応答等 ⑤ 見直し提案様式の説明 ・ 検討資料： <ul style="list-style-type: none"> ① 第1回ヒアリング調査訪問施設一覧 ② ヒアリングシート ③ ヒアリング報告書集約 ④ 見直し検討メモ（参考資料） ⑤ 見直し提案の記載例 ⑥ モデルカリキュラムのサンプル ⑦ 技能照査の細目
第3回 研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題： <ul style="list-style-type: none"> (1) 教科見直しの方向性 <ul style="list-style-type: none"> ① 見直しの進捗状況発表 ② 質疑応答 (2) 事務局アンケート結果説明 <ul style="list-style-type: none"> ① 稀少科のアンケート結果報告

	<ul style="list-style-type: none"> ②見直し提案についての注意事項 ②まとめ (3) グループ討議 ・ 検討資料： <ul style="list-style-type: none"> ①見直し検討メモ ②グループ別担当表 ③事務局アンケート結果 ④見直し提案書の途中経過 ⑤参考資料
第4回研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題： <ul style="list-style-type: none"> (1) 事務局ヒアリングの結果説明 <ul style="list-style-type: none"> ①稀少科のヒアリング結果 (2) グループ討議 <ul style="list-style-type: none"> ①見直し提案の最終確認 ②まとめ ・ 検討資料： <ul style="list-style-type: none"> ①見直し提案書の報告 ②見直し状況表 ③事務局ヒアリング結果 ④報告書巻末資料用
第5回研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題： <ul style="list-style-type: none"> (1) 報告書原案検討 (2) 今後のスケジュールについて (3) その他 ・ 検討資料： <ul style="list-style-type: none"> ①「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会 —平成22年度 金属・機械、運搬機械運転分野—」報告書(案)

3-3 ヒアリング調査の実施

研究会の委員による職業能力開発施設へのヒアリング調査（表1-3「ヒアリング調査の実施概要」参照）を行った。ヒアリング調査は、各グループ2施設ではあったが、訓練現場の運営に関する課題の把握、職業訓練基準見直しに対する要望・意見の聴取、意見交換等、有益な情報が得られた。このヒアリング調査の結果は、研究会での検討資料とした。

表1-3 ヒアリング調査の実施概要

ヒアリング調査1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日 時：平成22年7月22日 ・ 訪問先：山形県立山形職業能力開発専門校 自動車整備科（普通課程 2年訓練） ・ 訪問者：3名
ヒアリング調査2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日 時：平成22年7月23日 ・ 訪問先：宮城県立仙台高等技術専門校 自動車整備科（普通課程 2年訓練） 精密加工科（普通課程 2年訓練）

	・訪問者：3名
ヒアリング調査3	・日時：平成22年7月26日 ・訪問先：滋賀県立高等技術専門校米原校舎 メカトロニクス科（普通課程 2年訓練） ・訪問者：4名
ヒアリング調査4	・日時：平成22年7月27日 ・訪問先：京都府立京都高等技術専門校 機械加工科（普通課程 1年訓練） メカトロニクス科（普通課程 2年訓練） ・訪問者：4名
ヒアリング調査5	・日時：平成22年7月28日 ・訪問先：岡山県立南部高等技術専門校 溶接科（普通課程 1年訓練） 機械加工科（普通課程 2年訓練） ・訪問者：4名
ヒアリング調査6	・日時：平成22年7月29日 ・訪問先：広島県立広島高等技術専門校 塑性加工科（普通課程 1年訓練） ・訪問者：3名

3-4 訓練基準見直しアンケート及びヒアリング調査の実施

本年度見直し対象の訓練系・科の設置科数の調査の結果、設置校が少ない科について、訓練基準見直しアンケート調査を、金属・機械・運搬機械運転分野の設置校がある都道府県立職業能力開発施設と認定訓練施設、13訓練科に対して行った。アンケート調査の実施概要を表1-4に示す。このうち見直し提案がなされた施設（1訓練科）及び設置科はないものの類似科を持つ1科については、内容を確認するために、ヒアリング調査（表1-5「ヒアリング調査の実施概要」参照）を行い、見直し提案の趣旨を把握した。

表1-4 アンケート調査の実施概要

・実施期間：平成22年8月9日～9月10日			
・対象訓練科：	(科名) (課程)	公共(都道府県立)校	認定校
	鉄鋼科 普通1年		1
	鍛造科 普通1年		1
	鑄造科 普通1年		1
	熱処理科 普通1年		2
	めっき科 普通1年		1
	機械技術科 普通2年	2	
	鉄道車輛製造科 普通1年		1
	時計修理科 普通1年		1
	建設機械整備科 普通1年	2	
	港湾荷役科 普通1年	2	
	義肢装具科 普通1年		1
・調査件数：計15件(うち公共校6件、認定校9件)			

表 1-5 ヒアリング調査の実施概要

ヒアリング調査 7	<ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成 22 年 10 月 6 日 ・訪問先：中部職業能力開発促進センター名古屋港湾労働分所 港湾荷役科（普通課程 1 年）
ヒアリング調査 8	<ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成 22 年 10 月 19 日 ・訪問先：千葉職業能力開発短期大学校成田校 航空機整備科（専門課程 2 年）

3-5 職業訓練基準見直しの具体的検討

職業訓練基準の見直しの検討は、研究会において表 1-6 「見直し検討経緯」の順序で行った。

表 1-6 見直しの検討経緯

